

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		20,787
	1. 使用料	6,000
	2. 手数料	14,787
2. 繰入金		13,486
	1. 一般会計繰入金	13,486
3. 諸収入		27
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	26
4. 市債		13,500
	1. 市債	13,500
歳入合計		47,800

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1. 事業費		41,007
	1. 事業費	41,007
2. 公債費		6,393
	1. 公債費	6,393
3. 予備費		400
	1. 予備費	400
歳出合計		47,800

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
墓地公園建設事業債	13,500	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮

				し後の利率。	し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計	13,500				

平成31年度宇治市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度宇治市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水人口 186,500 人
- (2) 給水戸数 83,100 戸
- (3) 年間総配水量 20,457,000 m³

(内訳) (単位 m³)

自己水源(浄水場)						京都府営水道
宇治	神明	奥広野	西小倉	開	池尾	
4,693,000	181,000	90,000	1,105,000	0	2,000	14,386,000

- (4) 一日平均配水量 55,900 m³
- (5) 一日最大配水量 62,000 m³
- (6) 一人一日平均配水量 300ℓ
- (7) 一人一日最大配水量 332ℓ
- (8) 主要な建設改良事業

(ア) 施設改良事業 2,138,267 千円

下水道受託工事ほか

φ25mm～150mm L=1,792m

老朽管更新等に伴う配水管改良工事ほか

φ50mm～1,200mm L=2,097m

配水管改良工事に伴う舗装本復旧工事

A=13,900 m²

浄水配水施設改良工事

浄水配水施設改良工事一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 3,804,839 千円
- 第1項 営業収益 3,349,991 千円
- 第2項 営業外収益 454,806 千円
- 第3項 特別利益 42 千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 3,619,339 千円
- 第1項 営業費用 3,497,719 千円
- 第2項 営業外費用 112,420 千円
- 第3項 特別損失 8,200 千円
- 第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額646,666千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額149,462千円及び過年度分損益勘定留保資金497,204千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 1,930,619 千円
- 第1項 企業債 1,072,600 千円
- 第2項 寄付金 10,000 千円
- 第3項 工事負担金 261,026 千円
- 第4項 出資金 586,993 千円

支 出

- 第1款 資本的支出 2,577,285 千円
- 第1項 建設改良費 2,139,699 千円
- 第2項 企業債償還金 436,586 千円
- 第3項 予備費 1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道漏水等に係る受付委託業務(その2)	自平成31年度 至平成33年度	803
量水器受け払い及び水道使用開始届等受付事務委託業務(その2)	自平成31年度 至平成33年度	155
道路占用許可申請事務等委託業務(その2)	自平成31年度 至平成33年度	170
府道宇治淀線送水管改良事業	自平成31年度 至平成32年度	231,000
宇治浄水場更新耐震関連事業	自平成31年度 至平成32年度	352,000
広野町浄水場浄水設備新設工事	自平成31年度 至平成32年度	321,000
広野町浄水場新設工事	自平成31年度 至平成32年度	13,000
笠取第5配水池送水ポンプ室設備新設工事	自平成31年度 至平成32年度	31,000
近鉄小倉1号踏切上下水管改良事業	自平成31年度 至平成32年度	270,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業債	1,072,600	証券発行の方法によって起債する場合は、その発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるために必要な金額をこれに加算した額。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計	1,072,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間
(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 614,614千円
(他会計からの補助金)

第10条 上水道事業債等利子償還及び統合した簡易水道事業等に係る維持管理費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、21,511千円である。

- (たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、48,949千円と定める。

平成31年度宇治市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度宇治市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域面積 1,910 ha
- (2) 年間総処理水量 18,300,000 m³
- (3) 一日平均処理水量 50,137 m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (ア) 管渠（污水）建設費 1,943,218千円
洛南処理区 L=5,918m
 - (イ) 管渠等（雨水）建設費 999,300千円
東宇治処理区雨水施設整備事業
洛南処理区雨水施設整備事業
 - (ウ) 処理場建設費 1,439,944千円
東宇治浄化センター 3・4池改築工事
東宇治浄化センター 11・12池建設工事
 - (エ) 流域下水道建設費 177,107千円
洛南浄化センター 建設事業費負担金

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 下水道事業収益 5,481,074千円
 - 第1項 営業収益 2,969,370千円
 - 第2項 営業外収益 2,521,704千円

支 出

- 第1款 下水道事業費用 5,376,257千円
 - 第1項 営業費用 4,619,272千円
 - 第2項 営業外費用 742,285千円
 - 第3項 特別損失 10,700千円
 - 第4項 予備費 4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,557,240千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額248,317千円、過年度分損益勘定留保資金106,432千円及び当年度分損益勘定留保資金1,202,491千円で補てんするものとする。）。

収 入

- 第1款 資本的収入 5,202,157千円
 - 第1項 企業債 2,858,900千円

- 第2項 国庫補助金 1,529,350千円
- 第3項 他会計出資金 569,818千円
- 第4項 他会計補助金 243,919千円
- 第5項 その他資本的収入 170千円

支 出

- 第1款 資本的支出 6,759,397千円
 - 第1項 建設改良費 4,559,569千円
 - 第2項 企業債償還金 2,195,828千円
 - 第3項 予備費 4,000千円
(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
宇治市水洗便所改造資金融資 あつ旋制度に対する利子補給 補助（平成31年度分）	自平成31年度 至平成38年度	融資金利子に 相当する額
公共下水道処理場建設事業（1 1・12池関連施設整備）	自平成31年度 至平成33年度	1,040,000
雨水貯留施設（目川貯留管）整 備工事	自平成31年度 至平成32年度	587,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
下水道事業債	2,858,900	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計	2,858,900				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間
(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 365,247千円
(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,063,629千円である。

平成31年度宇治市一般会計補正予算（第1号）

平成31年度宇治市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,761,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		11,655,314	281,000	11,936,314
	2. 国 庫 補 助 金	1,507,498	281,000	1,788,498
歳 入 合 計		62,480,000	281,000	62,761,000

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
7. 商 工 費		1,940,241	281,000	2,221,241
	1. 商 工 費	1,940,241	281,000	2,221,241
歳 出 合 計		62,480,000	281,000	62,761,000

宇治市告示第39号

宇治市国民健康保険被保険者証の無効について
次の国民健康保険被保険者証を無効としたので告示します。
平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

保険者番号	260059	260059
被保険者証の記号	宇1261	宇1261
被保険者証の番号	0395	0395
被保険者証の適用開始日	平成31年1月1日	平成27年10月1日
被保険者証の交付日	平成31年2月7日	平成31年2月7日
無効とする日	平成31年3月22日	平成31年3月22日
理由	申出	申出

宇治市告示第40号

平成31年度国民健康保険料率の決定について
平成31年度国民健康保険料の保険料率を次のとおり決定しましたので、宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)第16条第2項(第16条の5の5第2項及び第16条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定により、告示します。
平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

平成31年度国民健康保険の保険料率

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率	
所得割	100分の7.56
被保険者均等割	25,400円
世帯別平等割	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	17,500円

イ 特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) 8,750円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) 13,125円

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.75
被保険者均等割	9,100円
世帯別平等割	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 6,300円
イ 特定世帯 3,150円
ウ 特定継続世帯 4,725円

介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.67
被保険者均等割	10,900円
世帯別平等割	5,500円

宇治市告示第41号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱(平成29年宇治市告示第47号)の一部を次のように改正する。

別表第2号ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

- (ア) 通所介護相当サービス費(Ⅰ) 939単位
- (イ) 通所介護相当サービス費(Ⅱ) 1,647単位
- (ウ) 通所介護相当サービス費(Ⅲ) 1,925単位
- (エ) 通所介護相当サービス費(Ⅳ) 3,377単位

別表第2号アの注書第1項本文中「、利用者の」を「、次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 通所介護相当サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者に対し、1回につき所要時間が5時間未満の指定通所介護相当サービスを1月のうち半数以上行った場合(市外に所在する指定通所介護相当サービス事業所が行った場合を除く。)
- (2) 通所介護相当サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合(前号に掲げる場合を除く。)
- (3) 通所介護相当サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者(要支援2に限る。)に対し、1回につき所要時間が5時間未満の指定通所介護相当サービスを1月のうち半数以上行った場合(市外に所在する指定通所介護相当サービス事業所が行った場合を除く。)
- (4) 通所介護相当サービス費(Ⅳ) 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者(要支援2に限る。)に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合(前号に掲げる場合を除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う第1号事業について適用し、同日前に行った第1号事業については、なお従前の例による。

公 告

宇治市公告第13号

建築協定への加入について

宇治市建築協定条例施行規則(平成5年宇治市規則第12号)第5条の規定による建築協定区域隣接地の建築協定加入届の提出がありましたので、建築基準法(昭和25年法律第201号)第75条の第2第4項において準用する同法第73条第2項の規定により、その旨を公告するとともに同条第3項の規定により、一般の縦覧に供します。

平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

建築協定の名称 宇治折居台地区建築協定
建築協定に加入する地名 宇治市折居台一丁目4番地の110

宇治市公告第14号

予防接種の実施について

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、平成31年度における高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種について次のとおり公告します。

平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

- 対象者 接種日に次のいずれかに該当する宇治市民
 - ①当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上になる者
 - ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- *上記の対象者の中でも、過去に肺炎球菌ワクチン予防接種(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を受けたことのある者は対象外
- 接種回数 1回
- 実施期間 平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで
- 接種場所 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種協力医療機関
- 接種方法 個別接種
- 費用 2,500円
- ※生活保護世帯、市民税非課税世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯に属する者は、本人の申請により一部負担金免除制度があります。
- 注意事項 事前に確認の上予約をしてから接種に行ってください。

宇治市

高齢者用肺炎球菌予防接種協力医療機関

	医療機関名	住所	電話	接種医師名
六地蔵	小田部小児科内科医院	六地蔵町並 32	32-6205	小田部榮助・小田部修
	上口医院	六地蔵町並 42	38-2128	上口美知子
	じんのクリニック	六地蔵町並 39	31-1122	神野君夫
	中村医院	六地蔵町並 38-22	31-5237	中村斉
	ほそだ内科クリニック	六地蔵奈良町 74-1	38-2211	細田正則
	六地蔵総合病院	六地蔵奈良町 9	33-1717	原島裕・宮本達也・杉田誠・馬場武彦 安河内靖・立花俊治・清谷哲也・濱田拓男 市丸宏三・金章夫・神内隆宏
	米田医院	六地蔵町並 11	33-4737	米田元穂(米田貴亮)
木幡	大石医院	木幡陣ノ内 20	31-8354	大石嘉啓・大石博・大石嘉恭
	大石木幡医院	木幡大瀬戸 46	33-0306	大石明人・大石律子
	こう内科クリニック	木幡西浦 35	32-1457	黄明宇・荒川昌昭
	小山医院	木幡御蔵山 39-602	31-5455	小山正彦・小山栄子
	中西整形外科クリニック	木幡熊小路 12-1	38-2559	中西源和
平尾台	小児科いしはらクリニック	平尾台 4-5-2	38-1617	石原由理・濱中佳奈
	かどさか内科クリニック	平尾台 4-3-2	31-1077	門阪庄三
五ヶ庄	今井内科クリニック	五ヶ庄福角 49-4	31-5189	今井義仁
	宇治病院	五ヶ庄芝ノ東 54-2	32-6000	藤田正俊・李鍾大・篠山重威・大井長和 安東勝宏・梶野弘毅・井田達也・平岡勇二 林秀樹・佐藤啓・林紗葵
	宇治おうばく病院	五ヶ庄三番割 32-1	32-8111	平岡克己・中嶋弥恵・岡崎信也・坂田大介 高松敏子・鶴留秀晃・樋川毅・沢井真樹 岡正悟・菅野辰生・三木秀樹・赤澤祐貴 竹田明子・金田麻美
	たのべ医院	五ヶ庄折坂 56-17(西ノ下)	33-8178	田野邊裕二
	中田医院	五ヶ庄戸ノ内 7-22	38-2477	中田哲雄
	橋本整形外科	五ヶ庄新開 7-5	31-4511	橋本秀輝
	藤井おうばく駅前内科クリニック	五ヶ庄新開 11-29・18	33-2828	藤井礼
	京都府立洛南病院	五ヶ庄広岡谷 2	32-5900	山下俊幸
菟道	上田診療所	菟道平町 17	22-7586	上田通章
	大石三室戸医院	菟道荒嶺 28-3	24-0306	大石律子・大石明人
	土井内科	菟道荒嶺 1-54	24-1885	土井邦紘・土井孝浩
	原田医院	菟道東隼上り 5-38	33-3411	原田秀歳
	原田内科医院	菟道丸山 38-11	23-5839	原田秀歳
明星町	いかだ医院	明星町 2-9-83	23-1736	筏明子

地区	医療機関名	住所	電話	接種医師名
白川	不動園診療所	白川東山 15	28-4555	大石博・服部武司
	京都ゆうゆうの里診療所	白川鍋倉山 14-1	28-1895	松田和郎
宇治	宇治武田病院	宇治里尻 36-26	25-2500	小屋美津彦・藤山千里・船津順子・宮嶋敬 霜澤真・石田勝也・戸田晋・白樫義知 三宅あかり・高橋英雄・薄井裕治・佐藤文平 村田徹・後藤俊彦・小田良之輔・金郁喆 清水長司・齋藤令馬・河合生馬・吉田敦彦 松林景子・三宅正幸・和田公平・谷本一憲 寺田央・川村博・石田博万・前田健志 河本知栄・仲 裕美子・菊地顕・増南輝俊 岡部春海・本田雄二・田伏洋治・齋藤八郎 槌田圭一郎・溝田陽子・増井明・山下貞雄
	宇田医院	宇治式番 48-1	23-2166	宇田憲司・宇田裕子
	京都認知症総合センタークリニック	宇治里尻 36-35	25-1110	川崎照晃
	スワ診療所	宇治野神 1-86	22-5068	諏訪隆雄
	田中診療所	宇治妙楽 44	21-2253	田中秀明
	都倉病院	宇治山本 27	22-4521	都倉隆・伊藤恵一・中山昇・寺崎充洋
	服部医院	宇治壺番 68	22-1111	服部武司
	ひろかわクリニック	宇治妙楽 24-1 <small>ミガビル</small>	22-3341	広川慶裕
	古川整形外科医院	宇治壺番 10-8 <small>ベルメゾンF</small>	20-5575	古川泰三
	べっぷ内科・整形外科クリニック	宇治半白 12-3	66-1024	別府浩毅
	増井医院	宇治妙楽 39	21-2063	増井明
	村澤医院	宇治壺番 134-1 <small>荒川ビル</small>	21-1731	村澤賢一
	やまもと医院	宇治下居 3-6	23-7974	山本卓哉
神明	とだ循環器内科クリニック	神明宮北 32	66-5148	戸田裕之
	おかもとクリニック	神明石塚 54-18	45-4110	栗原正喜・西岡克章
南陵町	南陵藤井内科医院	南陵町 2-1-278	77-8370	藤井崇知
羽拍子町	こいずみ医院	羽拍子町 82-1	48-1240	小泉修一
	中村医院	羽拍子町 56-22	41-6500	中村直樹
琵琶台	関医院	琵琶台 1-3-3	20-0012	関浩
広野町	あづま整形・形成外科クリニック	広野町東裏 108-3	43-5101	吾妻隆久
	しんたにクリニック	広野町西裏 87 <small>サ・カ・デ・ノ・ミュンD棟2階</small>	45-0777	新谷卓司
	高橋内科医院	広野町一里山 34-2	44-0644	高橋権也・高橋優三
	竹中内科医院	広野町西裏 99	41-6259	竹中正純
	徳岡医院	広野町寺山 17-20	43-8952	徳岡武夫
	なかうち泌尿器科クリニック	広野町西裏 87 <small>サ・カ・デ・ノ・ミュンD棟2階</small>	45-5600	中内博夫
	村山医院	広野町尖山 23-4	41-2835	村山祐一郎
伊勢田町	浅妻医院	伊勢田町名木 3-1-30	44-0888	浅妻典子・中村右子
	おやいづ医院	伊勢田町南山 52-6	41-6013	小柳津治樹

地区	医療機関名	住所	電話	接種医師名
伊勢田町	こうのクリニック	伊勢田町名木2-1-181	66-1180	河野徳之
	広田医院	伊勢田町中山 60-1	43-0218	広田勝彦
大久保町	あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	河本一成・池野文昭・富岡裕彦 平松まさ・上赤賢司
	小山内科医院	大久保町北ノ山24-1	46-3211	小山邦彦
	芝野耳鼻咽喉科	大久保町上ノ山51-55	43-3388	芝野忠寿
	中村病院	大久保町平盛 91-8	44-8111	中村清稲・中村清殷
	まつだ在宅クリニック	大久保町且椋 11-8-201	46-8039	松田かがみ
	上ノ山吉岡医院	大久保町上ノ山21-1	43-4181	吉岡うた子
槇島町	宇治徳洲会病院	槇島町石橋 145	20-1111	増田道彦・丸山立憲・竹田彬一・仲井理 未吉敦・牧野茂・竹田智浩・徳山良之 斉藤昌彦・高田秀一・西脇洗一・山本義久 重松陽介・長船崇・小林豊・三瀬圭一 奥村謙一・新井学・金児潔・田中俊樹 牧原浩・村井望・河邊公志・日並淳介 久保田良浩・平井英基・松岡俊三・竹本隆博 大山和恵・荻野英治・自閑昌彦・城嵩晶 安田光徳・長澤眞由美・岡田晃一・關岡敏夫 舩田一哲・栗國仁志・篠塚淳・正田智也 山西正芳・三木健児・高岸智子・仲原英人 濱岡建城・伊東真哉・中井健太郎・西角元一 猪谷克彦・寺本道雄
	中山医院	槇島町南落合 38-3	23-8010	中山紳
	西野医院	槇島町中川原 154-1	22-7883	西野泰典
小倉町	今林医院	小倉町西浦 88-39	21-4522	今林丈士・今林誠次
	植田医院	小倉町南浦 18-122	21-6111	植田英嗣
	宇治川病院	小倉町老ノ木 31	22-1335	森田琢也・坂口秀仁・村上裕亜 佐々木弘真・森康治・山口勝通
	岡田医院	小倉町天王 31-5	24-7755	岡田勝弘
	笹平診療所	小倉町南堀池 109	21-4523	柏谷亘
	完岡医院	小倉町西畑 41-21	21-2507	完岡市雄・小泉欣也・大和俊夫・柴田正俊
	高嶋医院	小倉町西浦 5-13	23-5513	高嶋一博・高嶋洸二
	たなか医院	小倉町神楽田 16	66-2994	田中慎一郎
	西尾医院	小倉町西畑 28-13	23-8511	西尾敏弘
	二宮内科医院	小倉町南堀池 8-5	28-3101	二宮宏
	鉢嶺医院	小倉町山際 1-3	20-0255	鉢嶺顕・鉢嶺泰司
	松田整形外科医院	小倉町神楽田38-13	21-4628	松田泰正
	宮本医院	小倉町西畑 40-4	21-3934	寺崎充洋・寺崎敦子
	山村内科	小倉町南浦 28-3	28-4331	山村祐嗣

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成31年4月15日

宇治市教育委員会
教育長 岸本 文子

- 開会日時 平成31年4月16日 午後6時00分
開会場所 宇治市役所501会議室
付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 専決事項の報告について
 - 5 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について

(揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

宇治市選挙管理委員会告示第34号

選挙公報の配布方法等について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における選挙公報は、次のとおり配布します。

平成31年4月13日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

選挙公報の配布方法等

配布方法 各世帯への個別配布
配布予定日 平成31年4月17日～

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第35号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

平成31年4月13日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
4月15日				
4月16日				
4月17日				
4月18日				
4月19日				
4月20日				

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第36号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

平成31年4月13日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

投票区	投票管理者		同左の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1区				
第2区				
第3区				
第4区				
第5区				
第6区				
第7区				
第8区				
第9区				
第10区				
第11区				
第12区				
第13区				
第14区				
第15区				
第16区				
第17区				
第18区				
第19区				
第20区				

第21区				
第22区				
第23区				
第24区				
第25区				
第26区				
第27区				
第28区				
第29区				
第30区				
第31区				
第32区				
第33区				
第34区				
第35区				
第36区				
第37区				
第38区				
第39区				
第40区				
第41区				
第42区				
第43区				
第44区				
第45区				
第46区				
第47区				
第48区				
第49区				

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第37号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な平成31年4月13日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

平成31年4月13日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3, 109人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51, 816人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25, 908人

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第38号

期日前投票の場所について

平成31年4月21日執行の宇治市議会議員一般選挙における期日前投票の場所を次のとおり定めます。

平成31年4月14日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第39号

選挙長及び同職務代理者の選任について

平成31年4月21日執行の宇治市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり定めます。

平成31年4月14日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

宇治市議会議員一般選挙 選挙長

住 所

氏 名

同職務代理者

住 所

氏 名

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第40号

開票事務と選挙会事務の合同について

平成31年4月21日執行の宇治市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会事務と合わせて行います。

平成31年4月14日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第41号

選挙運動に関する支出の制限額について

平成31年4月21日執行の宇治市議会議員一般選挙における候補者一人についての選挙運動に関する支出の制限額を次のとおり定めます。

平成31年4月14日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

選挙運動に関する支出の制限額 4, 981, 500円

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第42号

宇治市議会議員一般選挙の期日について

任期満了による宇治市議会議員一般選挙の期日を次のとおり定めます。

平成31年4月14日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

選挙の期日 平成31年4月21日

(揭示済)



宇治市上下水道事業告示第5号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平成31年4月26日	宇治下居の一部・野神の一部、神明宮東の一部・石塚の一部、槇島町一町田の一部、安田町大納言の一部、広野町尖山の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター

